

経済産業省

20210324保局第2号

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年3月30日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）、一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について（20180323保局第12号）及び高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

1. この規程は、令和3年3月30日から施行する。
2. この規程の施行の際現に一般高圧ガス保安規則（以下「一般則」という。

）第6条第1項第11号の規定による試験を行う者及び同項第13号の規定による製造を行う者の認定を受けている者であって、一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について（20180323保局第12号。以下「大臣認定試験者通達」という。）に基づく一般則第7条の3第1項第1号及び第2項第1号に係る適用範囲の追加的な認定を受けている場合については、この規程による改正後の大臣認定試験者通達に基づく一般則第7条の4第1項第1号及び第2項第1号に係る適用範囲の追加的な認定を受けているものとみなす。

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程

○一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）	1
○一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について（20180323保局第12号）	31
○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）	33

○一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。）

改 正 後	改 正 前
一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について 制定 20190606保局第3号 令和 元年 6月14日 改正 20201102保局第1号 令和 2年11月 4日 20210201保局第1号 令和 3年 2月22日 20210308保局第2号 令和 3年 3月29日 <u>20210324保局第2号 令和 3年 3月30日</u>	一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について 制定 20190606保局第3号 令和 元年 6月14日 改正 20201102保局第1号 令和 2年11月 4日 20210201保局第1号 令和 3年 2月22日 20210308保局第2号 令和 3年 3月29日
別添 一般高圧ガス保安規則関係例示基準	別添 一般高圧ガス保安規則関係例示基準
1. 境界線・警戒標等標識	1. 境界線・警戒標等標識
規則関係条項 第6条第1項第1号・第42号イ・第43号ロ・ハ、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号・第33号イ、 <u>第7条の4第1項第1号・第2項第1号</u> 、第8条第1項第2号・第5号、第8条の2第1項第1号、第12条第1項第1号・第2号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第23条第1項第1号・第3号・第2項第1号・第2号、第49条第1項第1号、第50条第1号、第51条、第55条第1項第1号	規則関係条項 第6条第1項第1号・第42号イ・第43号ロ・ハ、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号・第33号イ、 <u>第8条第1項第2号・第5号、第8条の2第1項第1号、第12条第1項第1号・第2号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第23条第1項第1号・第3号・第2項第1号・第2号、第49条第1項第1号、第50条第1号、第51条、第55条第1項第1号</u>
高圧ガス製造事業所等の境界線及び警戒標は、次の各号の基準によるものとする。 1. [略] 2. 事業所等の警戒標は、次の各号の基準によるものとする。 2.1~2.3 [略] 2.4 <u>第7条の4の顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンドには、「遠隔監視水素スタンド」であることを表示するとともに、異常を認めたときの連絡先、電話番号等を明瞭に記載した標示がなされていること。</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>標示の参考例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この水素スタンドは遠隔監視により運用されています。万一異常を発見された方は下記までご連絡下さい。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>連絡先</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〇〇会社〇〇事業所〇〇課</u></p> <p style="text-align: center;"><u>電話 〇〇-〇〇-〇〇</u></p> </div>	高圧ガス製造事業所等の境界線及び警戒標は、次の各号の基準によるものとする。 1. [略] 2. 事業所等の警戒標は、次の各号の基準によるものとする。 2.1~2.3 [略] [新設]
3. ~7. [略]	3. ~7. [略]

2. 流動防止措置

規則関係条項 第6条第1項第3号、第7条第1項第6号・第2項第18号、第7条の2第1項第19号、第7条の3第1項第10号・第2項第27号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条第4項第5号・6号、第8条の2第2項第2号ハ、第12条第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号・第3項第2号、第12条の3第2項第2号、第18条第1号口、第22条柱書・第2号・第3号・第4号、第55条第1項第3号・第2項第1号、第60条第1項第10号

可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備、第6条の2第2項のコールド・エバポレータに酸素を充填する移動式製造設備、第7条の3第2項、第7条の4第2項、第11条第1項第5号（第7条の3第2項の基準を準用する場合に限る。）若しくは第12条の2第2項の圧縮水素スタンドの液化水素の貯槽に液化水素を充填する移動式製造設備又は特殊高圧ガスの消費設備に係る貯蔵設備等と火気を取り扱う施設（火気を使用する場所を含む。以下本項において同じ。）との間に、これらの設備等から漏えいしたガスの流動を防止するために講じる措置は、次の各号の基準のいずれかによるものとする。

1. 高さ2m以上の防火壁又は障壁を設けて、製造設備、貯蔵設備等と火気を取り扱う施設との間の迂回水平距離は、表（一）に示す値とすること。

表（一） [略]

圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドの可燃性ガスが通る部分は本基準 56 の 2. の図1によるものとし、同図に示す所定の距離は、表（二）に示す値とすること。

表（二）

条項	製造設備、貯蔵設備等の名称	所定の距離
第7条の3第1項第10号 (<u>第7条の4第1項第1号</u> <u>で準用する場合を含む。)</u> 第7条の3第2項第27号 (<u>第7条の4第2項第1号</u> <u>で準用する場合を含む。</u>)	[略]	[略]
第8条の2第2項第2号ハ	[略]	[略]
第12条の2第1項第1号	[略]	[略]
第12条の2第2項第1号	[略]	[略]
第12条の2第3項第2号 第12条の3第2項第2号	[略]	[略]
第22条第4号	[略]	[略]

2. 流動防止措置

規則関係条項 第6条第1項第3号、第7条第1項第6号・第2項第18号、第7条の2第1項第19号、第7条の3第1項第10号・第2項第27号、第8条第4項第5号・6号、第8条の2第2項第2号ハ、第12条第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号・第3項第2号、第12条の3第2項第2号、第18条第1号口、第22条柱書・第2号・第3号・第4号、第55条第1項第3号・第2項第1号、第60条第1項第10号

可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備、第6条の2第2項のコールド・エバポレータに酸素を充填する移動式製造設備、第7条の3第2項の圧縮水素スタンドの液化水素の貯槽に液化水素を充填する移動式製造設備又は特殊高圧ガスの消費設備に係る貯蔵設備等と火気を取り扱う施設（火気を使用する場所を含む。以下本項において同じ。）との間に、これらの設備等から漏えいしたガスの流動を防止するために講じる措置は、次の各号の基準のいずれかによるものとする。

1. 高さ2m以上の防火壁又は障壁を設けて、製造設備、貯蔵設備等と火気を取り扱う施設との間の迂回水平距離は、表（一）に示す値とすること。

表（一） [略]

圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドの可燃性ガスが通る部分は本基準 56 の 2. の図1によるものとし、同図に示す所定の距離は、表（二）に示す値とすること。

表（二）

条項	製造設備、貯蔵設備等の名称	所定の距離
第7条の3第1項第10号 第7条の3第2項第27号	[略]	[略]
第8条の2第2項第2号ハ	[略]	[略]
第12条の2第1項第1号	[略]	[略]
第12条の2第2項第1号	[略]	[略]
第12条の2第3項第2号 第12条の3第2項第2号	[略]	[略]
第22条第4号	[略]	[略]

[略]

2. ・3. [略]

3. 防火上及び消火上有効な措置

規則関係条項 第6条第1項第5号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号の2、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第22条柱書・第2号・第4号

[略]

4. 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが容易に分かる措置

規則関係条項 第6条第1項第6号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第12条第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第22条柱書・第2号・第4号

[略]

5. 液化ガスの流出を防止するための措置

規則関係条項 第6条第1項第7号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第4号

[略]

6. 滞留しない構造

規則関係条項 第6条第1項第9号・第42号へ、第7条第1項第1号・第3号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第8号・第2項第1号・第24号・第33号二、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条第1項第5号、第8条の2第1項第1号、第12条第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第22条柱書・第2号・第3号・第4号、第23条第1項第1号・第3号・第2項第1号・第2号、第40条第4号イ、第55条第1項第4号、第60条第2項

[略]

2. ・3. [略]

3. 防火上及び消火上有効な措置

規則関係条項 第6条第1項第5号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号の2、第22条柱書・第2号・第4号

[略]

4. 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが容易に分かる措置

規則関係条項 第6条第1項第6号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第12条第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第22条柱書・第2号・第4号

[略]

5. 液化ガスの流出を防止するための措置

規則関係条項 第6条第1項第7号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第4号

[略]

6. 滞留しない構造

規則関係条項 第6条第1項第9号・第42号へ、第7条第1項第1号・第3号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第8号・第2項第1号・第24号・第33号二、第8条第1項第5号、第8条の2第1項第1号、第12条第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第22条柱書・第2号・第3号・第4号、第23条第1項第1号・第3号・第2項第1号・第2号、第40条第4号イ、第55条第1項第4号、第60条第2項

[略]

7. 耐圧試験及び気密試験

規則関係条項 第6条第1項第11号・第12号・第43号ホ、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条第1項第3号、第8条の2第1項第1号、第12条第1項第1号・第2号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第13条第1号・第2号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第23条第1項第2号・第2項第1号・第2号、第51条、第55条第1項第7号

[略]

8. 高圧ガス設備及び導管の強度

規則関係条項 第6条第1項第13号・第43号へ、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条第1項第3号、第8条の2第1項第1号、第12条第1項第1号・第2号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第13条第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第23条第1項第2号・第2項第1号・第2号、第51条、第55条第1項第8号

[略]

9. ガス設備等に使用する材料

規則関係条項 第6条第1項第14号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条の2第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第23条第2項第1号・第2号、第55条第1項第5号、第94条の3第2号

1. [略]

2. [略]

2.1~2.4 [略]

[略]

7. 耐圧試験及び気密試験

規則関係条項 第6条第1項第11号・第12号・第43号ホ、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第8条第1項第3号、第8条の2第1項第1号、第12条第1項第1号・第2号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第13条第1号・第2号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第23条第1項第2号・第2項第1号・第2号、第51条、第55条第1項第7号

[略]

8. 高圧ガス設備及び導管の強度

規則関係条項 第6条第1項第13号・第43号へ、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第8条第1項第3号、第8条の2第1項第1号、第12条第1項第1号・第2号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第13条第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第23条第1項第2号・第2項第1号・第2号、第51条、第55条第1項第8号

[略]

9. ガス設備等に使用する材料

規則関係条項 第6条第1項第14号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第8条の2第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第23条第2項第1号・第2号、第55条第1項第5号、第94条の3第2号

1. [略]

2. [略]

2.1~2.4 [略]

2.5 上記2.1から2.4までを除く高圧ガス設備のうち圧縮水素及び液化水素が通るものの耐圧部分表（三）、表（五）及び表（六）の材料の種類を欄に掲げる材料。ただし、弁のパッキン、流量計のフローチューブ、充填ノズル、車両に充填するためのホースの口金部、緊急離脱カップラー、往復動式圧縮機のシリンダ、シリンダヘッドカバー、パッキンケース、ダイヤフラム式圧縮機のヘッドカバー又は液化水素昇圧ポンプのシリンダ、ディスチャージフィッティング若しくはサクションアダプターにおいて2.5で示す材料の使用が困難な場合には、当該設備から漏えいした水素を検知し、警報し、かつ、蓄圧器からの水素の供給を自動的に遮断するための装置（検知警報設備と第7条の3第1項第4号（第7条の4第1項第1号で準用する場合を含む。）又は第2項第7号（第7条の4第2項第1号で準用する場合を含む。）の遮断装置とを組み合わせたものを含む。）が設置されていることを条件とし、1.で規定した材料のうち、当該施設と同等の使用条件のもとで問題なく使用した十分な実績があるものを使用することができる。

表（三）～表（七） [略]

10. 高圧ガス設備等の基礎

規則関係条項	第6条第1項第15号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・ <u>第2項第1号の3</u> 、 <u>第7条の4第1項第1号・第2項第1号</u> 、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第55条第1項第6号
--------	---

[略]

11. 貯槽の沈下状況の測定等

規則関係条項	第6条第1項第16号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・ <u>第2項第1号</u> 、 <u>第7条の4第1項第1号・第2項第1号</u> 、第12条第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第18条第1号ホ、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第55条第1項第30号
--------	--

[略]

12. 温度計

規則関係条項	第6条第1項第18号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、 <u>第7条の4第1項第1号・第2項第1号</u> 、 <u>第8条の2第1項第1号</u> 、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号
--------	---

2.5 上記2.1から2.4までを除く高圧ガス設備のうち圧縮水素及び液化水素が通るものの耐圧部分表（三）、表（五）及び表（六）の材料の種類を欄に掲げる材料。ただし、弁のパッキン、流量計のフローチューブ、充填ノズル、車両に充填するためのホースの口金部、緊急離脱カップラー、往復動式圧縮機のシリンダ、シリンダヘッドカバー、パッキンケース、ダイヤフラム式圧縮機のヘッドカバー又は液化水素昇圧ポンプのシリンダ、ディスチャージフィッティング若しくはサクションアダプターにおいて2.5で示す材料の使用が困難な場合には、当該設備から漏えいした水素を検知し、警報し、かつ、蓄圧器からの水素の供給を自動的に遮断するための装置（検知警報設備と第7条の3第1項第4号又は第2項第7号の遮断装置とを組み合わせたものを含む。）が設置されていることを条件とし、1.で規定した材料のうち、当該施設と同等の使用条件のもとで問題なく使用した十分な実績があるものを使用することができる。

表（三）～表（七） [略]

10. 高圧ガス設備等の基礎

規則関係条項	第6条第1項第15号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・ <u>第2項第1号</u> 、 <u>第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号</u> 、第55条第1項第6号
--------	--

[略]

11. 貯槽の沈下状況の測定等

規則関係条項	第6条第1項第16号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・ <u>第2項第1号</u> 、 <u>第12条第1項第1号</u> 、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第18条第1号ホ、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第55条第1項第30号
--------	---

[略]

12. 温度計

規則関係条項	第6条第1項第18号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、 <u>第8条の2第1項第1号</u> 、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号
--------	---

[略]

13. 圧力計及び許容圧力以下に戻す安全装置

規則関係条項 第6条第1項第19号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号・第10号の2、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条の2第1項第1号、第12条第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第55条第1項第13号

[略]

13の2. 圧力リリーフ弁

規則関係条項 第6条の2第2項第3号、第7条の3第2項第10号・第10号の2・第33号ハ、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条の2第2項第2号イ、第12条の3第2項第3号イ、第22条第1号・第4号、第23条第2項

1. [略]

2. 第7条の3第2項第10号(第7条の4第1項第1号、第2項第1号、第8条の2第2項第2号イ及び第12条の3第2項第3号イで準用する場合を含む。)及び同項第33号ハ(第7条の4第2項第1号で準用する場合を含む。)に規定する圧力リリーフ弁は、次に掲げる基準に従って設けるものとする(図1、図2及び図3参照のこと)。

2.1~2.6 [略]

3. 第7条の3第2項第10号の2(第7条の4第1項第1号及び第2項第1号で準用する場合を含む。)の圧力リリーフ弁は、次に掲げる基準に従って設けるものとする。

3.1~3.5 [略]

14. 安全弁、破裂板及び圧力リリーフ弁の放出管開口部の位置

規則関係条項 第6条第1項第20号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第11号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条の2第1項第4号、第12条第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第22条柱書・

[略]

13. 圧力計及び許容圧力以下に戻す安全装置

規則関係条項 第6条第1項第19号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号・第10号の2、第8条の2第1項第1号、第12条第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第55条第1項第13号

[略]

13の2. 圧力リリーフ弁

規則関係条項 第6条の2第2項第3号、第7条の3第2項第10号・第10号の2・第33号ハ、第8条の2第2項第2号イ、第12条の3第2項第3号イ、第22条第1号・第4号、第23条第2項

1. [略]

2. 第7条の3第2項第10号(第8条の2第2項第2号イ及び第12条の3第2項第3号イで準用する場合を含む。)及び同項第33号ハに規定する圧力リリーフ弁は、次に掲げる基準に従って設けるものとする(図1、図2及び図3参照のこと)。

2.1~2.6 [略]

3. 第7条の3第2項第10号の2の圧力リリーフ弁は、次に掲げる基準に従って設けるものとする。

3.1~3.5 [略]

14. 安全弁、破裂板及び圧力リリーフ弁の放出管開口部の位置

規則関係条項 第6条第1項第20号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第11号、第8条の2第1項第4号、第12条第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第23条

第1号・第2号・第3号・第4号、第23条第2項第1号・第2号

不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は空気以外の高圧ガスに係る高圧ガス設備等に設けた安全弁、破裂板又は圧力リリーフ弁に設ける放出管開口部の位置は、次に掲げる基準によるものとする。

1. ・2. [略]

3. 第7条の3第2項、第7条の4第1項、第2項及び第12条の2第2項の圧縮水素スタンドの液化水素、圧縮水素の貯槽（蓄圧器を含む。）又は容器に設けたもの

地盤面から5mの高さ又は液化水素、圧縮水素の貯槽（蓄圧器を含む。）若しくは容器の頭頂部から2mの高さのいずれか高い位置以上の高さであって、敷地境界上の鉛直面及び放出管開口部の周囲の着火源等から6m以上離れた安全な位置

4. ・5. [略]

15. 負圧を防止する措置

規則関係条項 第6条第1項第21号、第7条第1項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条の2第1項第5号、第22条柱書・第2号・第3号・第4号、第23条第2項第2号、第55条第1項第16号

[略]

16. 液面計等

規則関係条項 第6条第1項第22号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条の2第1項第6号、第12条第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第4号、第23条第2項第2号

[略]

18. 貯槽に取り付けた配管に設けるバルブ

規則関係条項 第6条第1項第24号、第6条の2第1項・第2項第5号、第7条第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第4号

第2項第1号・第2号

不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は空気以外の高圧ガスに係る高圧ガス設備等に設けた安全弁、破裂板又は圧力リリーフ弁に設ける放出管開口部の位置は、次に掲げる基準によるものとする。

1. ・2. [略]

3. 第7条の3第2項及び第12条の2第2項の圧縮水素スタンドの液化水素、圧縮水素の貯槽（蓄圧器を含む。）又は容器に設けたもの

地盤面から5mの高さ又は液化水素、圧縮水素の貯槽（蓄圧器を含む。）若しくは容器の頭頂部から2mの高さのいずれか高い位置以上の高さであって、敷地境界上の鉛直面及び放出管開口部の周囲の着火源等から6m以上離れた安全な位置

4. ・5. [略]

15. 負圧を防止する措置

規則関係条項 第6条第1項第21号、第7条第1項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第8条の2第1項第5号、第22条柱書・第2号・第3号・第4号、第23条第2項第2号、第55条第1項第16号

[略]

16. 液面計等

規則関係条項 第6条第1項第22号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第8条の2第1項第6号、第12条第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第4号、第23条第2項第2号

[略]

18. 貯槽に取り付けた配管に設けるバルブ

規則関係条項 第6条第1項第24号、第6条の2第1項・第2項第5号、第7条第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第4号

[略]

19. ガスが漏えいした際に速やかに遮断する措置（緊急遮断装置等）

規則関係条項 第6条第1項第25号、第6条の2第1項・第2項第6号、第7条第1項第1号、第7条の2第1項第7号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条第3項第2号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第55条第1項第18号

[略]

19の2. ガスを自動的に閉止する遮断措置（圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド）

規則関係条項 第7条の3第1項第4号・第2項第7号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条の2第1項第2号、第12条の2第1項第4号・第2項第4号、第12条の3第1項第2号、第22条第4号、第23条第2項第2号

[略]

20. 停電等により設備の機能が失われることのないための措置（保安電力等）

規則関係条項 第6条第1項第27号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条の2第2項第2号イ、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第2項第3号イ、第55条第1項第20号

1. [略]

2. 保安電力等は、停電等により製造設備及び消費設備の機能が失われることのないよう、直ちにこれに切り替えることができる方式とし、保安の確保に必要な設備に対して、次の表に例示する措置のうちから同種のものを含み2以上のもの（通常時に使用する電力等を含む。）を講ずるものとする。

（製造設備関係）

設備	保安電力等					
	買電	自家発電	蓄電池装置	エンジン駆動発電	スチームボイラ駆動発電	空気又は窒素だめ
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
温度上昇検知警報装置	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
監視所において圧縮水素スタンド内の監視を行うために必要な設備	○	○	○			

[略]

19. ガスが漏えいした際に速やかに遮断する措置（緊急遮断装置等）

規則関係条項 第6条第1項第25号、第6条の2第1項・第2項第6号、第7条第1項第1号、第7条の2第1項第7号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第8条第3項第2号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第55条第1項第18号

[略]

19の2. ガスを自動的に閉止する遮断措置（圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド）

規則関係条項 第7条の3第1項第4号・第2項第7号、第8条の2第1項第2号、第12条の2第1項第4号・第2項第4号、第12条の3第1項第2号、第22条第4号、第23条第2項第2号

[略]

20. 停電等により設備の機能が失われることのないための措置（保安電力等）

規則関係条項 第6条第1項第27号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第8条の2第2項第2号イ、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第2項第3号イ、第55条第1項第20号

1. [略]

2. 保安電力等は、停電等により製造設備及び消費設備の機能が失われることのないよう、直ちにこれに切り替えることができる方式とし、保安の確保に必要な設備に対して、次の表に例示する措置のうちから同種のものを含み2以上のもの（通常時に使用する電力等を含む。）を講ずるものとする。

（製造設備関係）

設備	保安電力等					
	買電	自家発電	蓄電池装置	エンジン駆動発電	スチームボイラ駆動発電	空気又は窒素だめ
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[新設]						

(消費設備関係) [略]

備考 [略]

3. [略]

21 の 3. 容器の破裂を防止する措置 (圧縮水素運送自動車用容器)

規則関係条項 第6条第2項第2号ル、第7条の4第3項第1号

[略]

22. 障壁

規則関係条項 第6条第1項第29号・第30号・第42号二、第7条第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第16号・第2項第2号・第30号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条第1項第5号、第8条の2第1項第1号、第12条の2第2項第5号、第23条第1項第3号・第2項第1号・第2号

[略]

23. ガス漏えい検知警報設備及びその設置場所

規則関係条項 第6条第1項第31号、第7条第1項第1号、第7条の3第1項第7号・第2項第16号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条の2第1項第1号・第2項第2号イ、第12条第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号・第2項第3号イ、第22条柱書・第2号・第4号、第55条第1項第26号

製造施設、貯蔵所及び消費施設に設ける可燃性ガス、毒性ガス（アクリロニトリル、亜硫酸ガス、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、塩素、酸化エチレン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、二硫化炭素、ベンゼン、ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン及び硫化水素）又は特定不活性ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

1. ・2. [略]

3. 設置箇所

検知警報設備の設置は、次の各号によるものとする。

3.1 製造施設（配管を除く。以下3.1において同じ。）における検知警報設備の検出端部の設置場所及び

(消費設備関係) [略]

備考 [略]

3. [略]

21 の 3. 容器の破裂を防止する措置 (圧縮水素運送自動車用容器)

規則関係条項 第6条第2項第2号ル

[略]

22. 障壁

規則関係条項 第6条第1項第29号・第30号・第42号二、第7条第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第16号・第2項第2号・第30号、第8条第1項第5号、第8条の2第1項第1号、第12条の2第2項第5号、第23条第1項第3号・第2項第1号・第2号

[略]

23. ガス漏えい検知警報設備及びその設置場所

規則関係条項 第6条第1項第31号、第7条第1項第1号、第7条の3第1項第7号・第2項第16号、第8条の2第1項第1号・第2項第2号イ、第12条第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号・第2項第3号イ、第22条柱書・第2号・第4号、第55条第1項第26号

製造施設、貯蔵所及び消費施設に設ける可燃性ガス、毒性ガス（アクリロニトリル、亜硫酸ガス、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、塩素、酸化エチレン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、二硫化炭素、ベンゼン、ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン及び硫化水素）又は特定不活性ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

1. ・2. [略]

3. 設置箇所

検知警報設備の設置は、次の各号によるものとする。

3.1 製造施設（配管を除く。以下3.1において同じ。）における検知警報設備の検出端部の設置場所及び

個数は、次の各号によるものとする。

(1)～(5) [略]

(6) (1)～(5)にかかわらず、第7条の3第2項及び第12条の2第2項に規定する圧縮水素スタンド並びに第8条の2第2項第2号イ及び第12条の3第2項第3号イ（第7条の3第2項第16号で規定する検知警報設備を設置し、かつ、製造設備の自動停止装置を設置する場合に限る。）に規定する移動式圧縮水素スタンドにあつては、次に掲げる基準によるものとする。

イ.～ニ. [略]

ホ. 改質器や水電解水素発生装置等、水素を発生する装置付近の水素が滞留するおそれのある場所に1個以上

ヘ.～チ. [略]

(7) (1)～(5)にかかわらず、第7条の4に規定する圧縮水素スタンドにあつては、(6)イ.～チ. に掲げる基準によるものとする。なお、漏えいが想定されるガス（水素、液化石油ガス等）が、空気より軽いか重いかを考慮して設置位置を決定すること。

3.2～3.5 [略]

24. 貯槽及び支柱の温度上昇防止措置

規則関係条項 第6条第1項第32号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第4号

[略]

26. 保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手

規則関係条項 第6条第1項第35号、第7条の3第2項第14号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第12条第1項第1号、第12条の2第2項第1号、第22条柱書・第4号、第55条第1項第23号

[略]

30. 静電気の除去

規則関係条項 第6条第1項第38号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条第2項第1号ト、第8条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号・第2項第1号、第22条柱書・第2号・第3号・第4号、第55条第1項第25号、第60条第1項第

個数は、次の各号によるものとする。

(1)～(5) [略]

(6) (1)～(5)にかかわらず、第7条の3第2項及び第12条の2第2項に規定する圧縮水素スタンド並びに第8条の2第2項第2号イ及び第12条の3第2項第3号イ（第7条の3第2項第16号で規定する検知警報設備を設置し、かつ、製造設備の自動停止装置を設置する場合に限る。）に規定する移動式圧縮水素スタンドにあつては、次に掲げる基準によるものとする。

イ.～ニ. [略]

ホ. 改質器等水素を発生する装置付近の水素が滞留するおそれのある場所に1個以上

ヘ.～チ. [略]

[新設]

3.2～3.5 [略]

24. 貯槽及び支柱の温度上昇防止措置

規則関係条項 第6条第1項第32号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第4号

[略]

26. 保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手

規則関係条項 第6条第1項第35号、第7条の3第2項第14号、第12条第1項第1号、第12条の2第2項第1号、第22条柱書・第4号、第55条第1項第23号

[略]

30. 静電気の除去

規則関係条項 第6条第1項第38号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第8条第2項第1号ト、第8条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号・第2項第1号、第22条柱書・第2号・第3号・第4号、第55条第1項第25号、第60条第1項第11号

[略]

31. 防消火設備

規則関係条項 第6条第1項第39号・第39条の2・第42号又、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号、第7条の3第2項第31号・第33号ホ、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条第1項第4号・第5号、第8条の2第1項第1号、第12条第1項第1号・第2号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第23条第1項第1号・第3号・第2項第1号・第2号、第55条第1項第27号、第60条第1項第12号

可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設等に設ける防消火設備（特定不活性ガスの製造施設等にあつては消火設備。以下本項において同じ。）は、次の各号の基準によるものとする。

1. ～3. [略]

4. 防火設備の設置

4.1 [略]

4.2 4.1にかかわらず、次に掲げる設備は、防火設備を設置することを要しない。

(1) ～(6) [略]

(7) ディスペンサー（一般則第7条第1項の圧縮天然ガススタンドに係るもののうち同条第2項第9号の措置を追加して講じたもの、一般則第7条の2第1項第8号の措置が講じられている液化天然ガススタンドに係るもの及び一般則第7条の3第1項第5号（第7条の4第1項第1号で準用する場合を含む。）の措置が講じられている圧縮水素スタンドに係るものに限る。）

5. ・6. [略]

32. 通報のための措置

規則関係条項 第6条第1項第40号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項32号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条の2第1項第7号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第23条第2項第2号、第55条第1項第28号

[略]

[略]

31. 防消火設備

規則関係条項 第6条第1項第39号・第39条の2・第42号又、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号、第7条の3第2項第31号・第33号ホ、第8条第1項第4号・第5号、第8条の2第1項第1号、第12条第1項第1号・第2号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第23条第1項第1号・第3号・第2項第1号・第2号、第55条第1項第27号、第60条第1項第12号

可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設等に設ける防消火設備（特定不活性ガスの製造施設等にあつては消火設備。以下本項において同じ。）は、次の各号の基準によるものとする。

1. ～3. [略]

4. 防火設備の設置

4.1 [略]

4.2 4.1にかかわらず、次に掲げる設備は、防火設備を設置することを要しない。

(1) ～(6) [略]

(7) ディスペンサー（一般則第7条第1項の圧縮天然ガススタンドに係るもののうち同条第2項第9号の措置を追加して講じたもの、一般則第7条の2第1項第8号の措置が講じられている液化天然ガススタンドに係るもの及び一般則第7条の3第1項第5号の措置が講じられている圧縮水素スタンドに係るものに限る。）

5. ・6. [略]

32. 通報のための措置

規則関係条項 第6条第1項第40号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項32号、第8条の2第1項第7号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第23条第2項第2号、第55条第1項第28号

[略]

33. バルブ等の操作に係る適切な措置

規則関係条項 第6条第1項第41号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条の2第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第55条第1項第29号、第60条第1項第5号

[略]

34. 直射日光を遮るための措置

規則関係条項 第6条第1項第42号ホ、第7条の3第1項第1号・第2項第33号ハ、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条第1項第5号、第8条の2第1項第1号、第23条第1項第1号・第3号・第2項第1号・第2号

[略]

49. 設備の点検・異常確認時の措置

規則関係条項 第6条第2項第4号、第6条の2第3項第1号、第7条第3項第1号、第7条の2第2項第1号、第7条の3第3項第1号、第7条の4第3項第1号、第8条の2第2項第1号、第12条第2項第2号、第12条の2第3項第1号、第12条の3第2項第1号、第55条第2項第3号、第60条第1項第18号

1. ・2. [略]

3. 第7条の3第2項、第7条の4第1項、第2項及び第12条の2第2項の圧縮水素スタンドの使用開始時には、1. 及び2. の点検に加え、次の基準による圧力保持試験により異常の有無を点検するものとする。

3.1 ~3.3 [略]

4. ・5. [略]

50. 設備の修理又は清掃

規則関係条項 第6条第2項第5号、第6条の2第3項第1号、第7条第3項第1号、第7条の2第2項第1号、第7条の3第3項第1号、第7条の4第3項第1号、第8条の2第2項

33. バルブ等の操作に係る適切な措置

規則関係条項 第6条第1項第41号、第6条の2第1項・第2項第1号、第7条第1項第1号・第2項第1号、第7条の2第1項第1号、第7条の3第1項第1号・第2項第1号、第8条の2第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第22条柱書・第1号・第2号・第3号・第4号、第55条第1項第29号、第60条第1項第5号

[略]

34. 直射日光を遮るための措置

規則関係条項 第6条第1項第42号ホ、第7条の3第1項第1号・第2項第33号ハ、第8条第1項第5号、第8条の2第1項第1号、第23条第1項第1号・第3号・第2項第1号・第2号

[略]

49. 設備の点検・異常確認時の措置

規則関係条項 第6条第2項第4号、第6条の2第3項第1号、第7条第3項第1号、第7条の2第2項第1号、第7条の3第3項第1号、第8条の2第2項第1号、第12条第2項第2号、第12条の2第3項第1号、第12条の3第2項第1号、第55条第2項第3号、第60条第1項第18号

1. ・2. [略]

3. 第7条の3第2項及び第12条の2第2項の圧縮水素スタンドの使用開始時には、1. 及び2. の点検に加え、次の基準による圧力保持試験により異常の有無を点検するものとする。

3.1~3.3 [略]

4. ・5. [略]

50. 設備の修理又は清掃

規則関係条項 第6条第2項第5号、第6条の2第3項第1号、第7条第3項第1号、第7条の2第2項第1号、第7条の3第3項第1号、第8条の2第2項第1号、第12条第2項第2

第1号、第12条第2項第2号、第12条の2第3項第1号、第12条の3第2項第1項、第18条第1号二、第55条第2項第5号、第60条第1項第17号

[略]

51. バルブに過大な力を加えない措置

規則関係条項 第6条第2項第6号、第6条の2第3項第1号、第7条第3項第1号、第7条の2第2項第1号、第7条の3第3項第1号、第7条の4第3項第1号、第8条の2第2項第1号、第12条第2項第2号、第12条の2第3項第1号、第12条の3第2項第1号、第18条第1号へ、第55条第2項第6号、第60条第1項第6号

[略]

53. 容器置場の周囲2m以内における火気の使用等に係る措置

規則関係条項 第6条第2項第8号二、第7条の3第3項第1号、第7条の4第3項第1号、第8条第2項第2号・第4項第1号、第8条の2第2項第3号、第12条第2項第2号、第18条第2号口

[略]

54. 充填容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置

規則関係条項 第6条第2項第8号ト、第7条の3第3項第1号、第7条の4第3項第1号、第8条第2項第2号・第4項第1号、第8条の2第2項第3号、第12条第2項第2号、第18条第2号口、第40条第4号二、第60条第1項第2号

[略]

54の3. 送ガス蒸発器の能力が不足したときに速やかに遮断するための措置

規則関係条項 第6条の2第2項第4号、第7条の3第2項第10号の3、第7条の4第1項第1号・第2項第1号

[略]

55の2. 過充填防止のための措置（圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド）

号、第12条の2第3項第1号、第12条の3第2項第1項、第18条第1号二、第55条第2項第5号、第60条第1項第17号

[略]

51. バルブに過大な力を加えない措置

規則関係条項 第6条第2項第6号、第6条の2第3項第1号、第7条第3項第1号、第7条の2第2項第1号、第7条の3第3項第1号、第8条の2第2項第1号、第12条第2項第2号、第12条の2第3項第1号、第12条の3第2項第1号、第18条第1号へ、第55条第2項第6号、第60条第1項第6号

[略]

53. 容器置場の周囲2m以内における火気の使用等に係る措置

規則関係条項 第6条第2項第8号二、第7条の3第3項第1号、第8条第2項第2号・第4項第1号、第8条の2第2項第3号、第12条第2項第2号、第18条第2号口

[略]

54. 充填容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置

規則関係条項 第6条第2項第8号ト、第7条の3第3項第1号、第8条第2項第2号・第4項第1号、第8条の2第2項第3号、第12条第2項第2号、第18条第2号口、第40条第4号二、第60条第1項第2号

[略]

54の3. 送ガス蒸発器の能力が不足したときに速やかに遮断するための措置

規則関係条項 第6条の2第2項第4号、第7条の3第2項第10号の3

[略]

55の2. 過充填防止のための措置（圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド）

規則関係条項 第7条の3第1項第5号・第11号・第2項第8号・第28号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条の2第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号

[略]

55の3. 流入防止措置

規則関係条項 第7条の3第1項第14号・第2項第34号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条の2第1項第8号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第23条第2項第1号・第2号

[略]

56の2. 敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置 (圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条の3第1項第2号・第2項第2号・第3号・第4号・第33号口、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条第4項第2号の2、第8条の2第2項第2号イ・ロ・ニ・ホ、第12条の2第1項第3号・第2項第2号・第3号、第12条の3第2項第1号・第3号イ・ロ、第22条第4号

[略]

56の3. 圧縮水素スタンド又は圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し6m以上の距離を有することと同等の措置 (圧縮天然ガススタンド・圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条第1項第8号・第2項第20号の2、第7条の3第1項第12号の2・第2項第29号の2、第7条の4第1項第1号・第2項第1号

[略]

57. 地盤面下に設置する高圧ガス設備の室について (圧縮天然ガススタンド・液化天然ガススタンド・圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条第2項第3号、第7条の2第1項第3号、第7条の3第1項第1号の2・第2項第1号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第22条第2号・第3号・第4号

規則関係条項 第7条の3第1項第5号・第11号・第2項第8号・第28号、第8条の2第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号

[略]

55の3. 流入防止措置

規則関係条項 第7条の3第1項第14号・第2項第34号、第8条の2第1項第8号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第23条第2項第1号・第2号

[略]

56の2. 敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置 (圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条の3第1項第2号・第2項第2号・第3号・第4号・第33号口、第8条第4項第2号の2、第8条の2第2項第2号イ・ロ・ニ・ホ、第12条の2第1項第3号・第2項第2号・第3号、第12条の3第2項第1号・第3号イ・ロ、第22条第4号

[略]

56の3. 圧縮水素スタンド又は圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し6m以上の距離を有することと同等の措置 (圧縮天然ガススタンド・圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条第1項第8号・第2項第20号の2、第7条の3第1項第12号の2・第2項第29号の2

[略]

57. 地盤面下に設置する高圧ガス設備の室について (圧縮天然ガススタンド・液化天然ガススタンド・圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条第2項第3号、第7条の2第1項第3号、第7条の3第1項第1号の2・第2項第1号、第22条第2号・第3号・第4号

[略]

58. 圧縮天然ガス及び圧縮水素を製造する圧縮機の保安措置
(圧縮天然ガススタンド・圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条第2項第7号、第7条の3第2項第6号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第12条の2第2項第1号

[略]

58の2. 圧縮水素を製造する水電解水素発生昇圧装置の保安措置
(圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条の3第1項第17号・第2項第1号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号

[略]

58の3. 液化水素昇圧ポンプの保安措置
(圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条の3第1項第18号・第2項第1号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号

[略]

59. ディスペンサーからの漏えい等の防止措置
(圧縮天然ガススタンド・圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条第2項第9号、第7条の3第1項第5号、第2項第8号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条の2第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号

圧縮天然ガススタンド、圧縮水素スタンド又は移動式圧縮水素スタンドのディスペンサーには、次に掲げる措置（第7条の3第2項、第7条の4第1項、第2項及び第12条の2第2項に規定する圧縮水素スタンドについては、2.の措置を除く。）を講ずること。

1.～3. [略]

[略]

58. 圧縮天然ガス及び圧縮水素を製造する圧縮機の保安措置
(圧縮天然ガススタンド・圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条第2項第7号、第7条の3第2項第6号、第12条の2第2項第1号

[略]

58の2. 圧縮水素を製造する水電解水素発生昇圧装置の保安措置
(圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条の3第1項第17号・第2項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号

[略]

58の3. 液化水素昇圧ポンプの保安措置
(圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条の3第1項第18号・第2項第1号

[略]

59. ディスペンサーからの漏えい等の防止措置
(圧縮天然ガススタンド・圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条第2項第9号、第7条の3第1項第5号、第2項第8号、第8条の2第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号

圧縮天然ガススタンド、圧縮水素スタンド又は移動式圧縮水素スタンドのディスペンサーには、次に掲げる措置（第7条の3第2項及び第12条の2第2項に規定する圧縮水素スタンドについては、2.の措置を除く。）を講ずること。

1.～3. [略]

59 の 2. 火災を検知するための措置（圧縮水素スタンド）

規則関係条項 第7条の3第2項第18号・第19号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第12条の2第2項第1号、第23条第2項第1号

圧縮水素スタンドの火災を検知するための装置等は、次の基準に従って行うものとする。

1. [略]
2. 蓄圧器及びその周辺で火災を検知した場合、蓄圧器に対して本基準59の3.の2.の規定により設置した水噴霧装置又は散水装置を自動的に起動する装置を設置すること。

59 の 3. 温度上昇を防止するための装置及び複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化等を防止する措置（圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド）

規則関係条項 第7条の3第1項第15号・第2項第15号・第19号・第20号・第36号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条の2第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第23条第2項第1号

移動式製造設備により圧縮水素を供給する際に車両が停止する位置（以下「停車位置」という。）において、自動的に温度の上昇を防止するための装置（以下「温度上昇防止装置」という。）は1.の基準によるものとし、蓄圧器の温度上昇防止装置及び複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化等を防止する措置は、2.の基準によるものとする。

1. 移動式製造設備の停車位置の温度上昇防止装置
 - 1.1 周辺の火災、太陽光など外部からの輻射熱等による温度の上昇を検知する装置は、本基準12.で規定する温度計でかつ電氣的に温度を出力できるものとする。
 - 1.2 温度上昇を検知する装置の設置位置は、移動式製造設備の停車位置においては、停車位置の付近であって1.4に規定する温度上昇防止装置の支柱の上部又はこれに類する場所に取り付けること。この場合の設置数は、停車位置ごとに一つ以上とする。
 - 1.3 温度上昇を検知した場合は、自動的に警報を発し、自動的に製造設備を停止するとともに、自動的に1.4に規定する温度の上昇を防止するための装置を起動すること。
 - 1.4 移動式製造設備の停車位置には、水噴霧装置又は散水装置を設置すること。この場合の水噴霧装置又は散水装置は、移動式製造設備の停車位置の面積1平方メートルにつき5ℓ/min以上の水量を全表面に放射できる能力を有するものとし、30分間以上連続して放射できる水量を有すること。ただし、貯水槽等を介さず上水道から水噴霧装置又は散水装置に水を直接供給する場合にあっては、30分間以上連続して放射できるものとみなす。
2. 蓄圧器の温度上昇防止装置及び複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化等防止措置

59 の 2. 火災を検知するための措置（圧縮水素スタンド）

規則関係条項 第7条の3第2項第18号・第19号、第12条の2第2項第1号、第23条第2項第1号

圧縮水素スタンドの火災を検知するための装置等は、次の基準に従って行うものとする。

1. [略]
2. 蓄圧器及びその周辺で火災を検知した場合、蓄圧器に対して本基準59の3.の4.の規定により設置した水噴霧装置又は散水装置を自動的に起動する装置を設置すること。

59 の 3. 温度上昇を防止するための装置（圧縮水素スタンド）

規則関係条項 第7条の3第2項第15号・第19号・第20号・第36号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第23条第2項第1号

移動式製造設備により圧縮水素を供給する際に車両が停止する位置（以下「停車位置」という。）及び、蓄圧器において、自動的に温度の上昇を防止するための装置とは、次の各号の基準によるものとする。

1. 周辺の火災、太陽光など外部からの輻射熱等による温度の上昇を検知する装置は、本基準12.で規定する温度計でかつ電氣的に温度を出力できるものとする。
2. 温度上昇を検知する装置の設置位置は、次に掲げる基準によるものとする。
 - 2.1 移動式製造設備の停車位置においては、停車位置の付近であって4.に規定する温度の上昇を防止するための装置の支柱の上部又はこれに類する場所に取り付けること。この場合の設置数は、停車位置ごとに一つ以上とする。
 - 2.2 蓄圧器においては、蓄圧器表面に取り付けること。この場合の設置数は、バンクごとに一つ以上とする。
3. 温度上昇を検知した場合は、自動的に警報を発し、自動的に製造設備を停止するとともに、自動的に4.に規定する温度の上昇を防止するための装置を起動すること。
4. 設備の規模に応じ自動的に温度の上昇を防止するための装置は、4.1又は4.2のいずれかによるものとする。
 - 4.1 対象設備（移動式製造設備の停車位置及び蓄圧器（4.2によるものを除く。））には、対象設規模、

- 2.1 温度上昇を検知する装置 1.1に同じ。
- 2.2 温度上昇を検知する装置の設置位置は、蓄圧器においては、蓄圧器表面に取り付けること。この場合の設置数は、バンクごとに一つ以上とする。
- 2.3 温度上昇を検知した場合の措置 1.3に同じ。
- 2.4 温度上昇防止措置の対象設備 (a.)、覆い又は屋根等の有無 (b.) 毎に蓄圧器の温度上昇防止装置は、次の表のとおりとする。

a. 温度上昇防止措置の対象設備	圧縮水素スタンド				移動式圧縮水素スタンド	
	複合構造の蓄圧器 (※ 散水の方法等は①列又は②列の選択)		左記以外の蓄圧器 (※ 散水の方法等は③列又は④列の選択)		複合構造の蓄圧器	左記以外の蓄圧器
	第7条の3第1項第15号 第7条の3第2項第36号		第7条の3第2項第19号、第20号			
b. 覆い又は屋根等	④	②	③	④		
b.1 紫外線等による劣化を防止するために設置した覆い等の有無	有	任意	任意	任意	-	-
b.2 蓄圧器の周囲に外部からの輻射熱を有効に遮ることのできる覆い又は屋根等の有無	任意	有	任意	有	-	-
b.3 上記b.2の覆い又は屋根等の基準	-	・外部からの輻射熱を有効に遮る構造とすること。 ・水素が滞留しないような構造とすること。 ・蓄圧器と熱伝導的に分離された構造とする。	-	・外部からの輻射熱を有効に遮る構造とすること。 ・水素が滞留しないような構造とすること。 ・蓄圧器と熱伝導的に分離された構造とする。	-	-
b.4 外部からの輻射熱、直射日光による紫外線、雨水等による劣化防止措置	※1	※1	-	-	-	-
c. 散水関係	c.1 散水対象設備	以下のA及びB A 蓄圧器本体 B 紫外線等による劣化防止のための覆い等の外面又は内面	蓄圧器本体	蓄圧器本体	蓄圧器本体	-
c.2 温度上昇防止の方法	水噴霧装置又は散水装置	水噴霧装置又は散水装置	水噴霧装置又は散水装置	水噴霧装置又は散水装置	-	-
c.3 散水量の基準	c.1の設備の表面積1平方メートルにつき5リットル/分以上を全表面に放射	※2	c.1の設備の表面積1平方メートルにつき5リットル/分以上を全表面に放射	※2	-	-
c.4 保有水量	c.1のA及びBの設備のいずれか	以下のA又はBのいずれか。	c.1の設備に対し、30分以上	以下のA又はBのいずれか。	-	-

態様及び周囲の状況等に応じて、水噴霧装置又は散水装置を設置すること（本基準 31. を参照）。

水噴霧装置又は散水装置は、対象設備の表面積 1 平方メートルにつき 5 l/min 以上の水量を全表面に放射できる能力を有するものとする。

ただし、第 7 条の 3 第 1 項第 15 号及び第 2 項第 36 号（第 12 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号並びに第 23 条第 2 項第 1 号で準用する場合を含む。）に規定する複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器にあつては、紫外線等による劣化を防止するために設置した覆い等の外面又は内面及び当該蓄圧器の表面積各々 1 平方メートルにつき 5 l/min 以上の水量を全表面に放射できる能力を持った水噴霧装置又は散水設備とする。この場合保有する水量は、紫外線等による劣化を防止するために設置した覆い等の表面積又は当該蓄圧器の表面積の合計のいずれか大なるものに 30 分間以上連続して放射できる水量を有すること。

4.2 蓄圧器の周囲に外部からの輻射熱を有効に遮ることのできる覆い又は屋根等を設ける場合には、以下の基準によるものとする。

(1) 蓄圧器の周囲を、覆い又は屋根等で覆うこと。覆い又は屋根等は、次のイ. からハ. までの基準によるものとする。なお複合構造を有する蓄圧器にあつては、同時に本基準 59 の 10. を満足しなければならない。

イ. 覆い又は屋根等は外部からの輻射熱を有効に遮る構造とする。

ロ. 水素が滞留しないような構造とする。

ハ. 覆い又は屋根等は蓄圧器と熱伝導的に分離された構造とする。

(2) 覆い又は屋根等の内側に水噴霧装置又は散水装置を設置する。水噴霧装置又は散水装置は、蓄圧器の表面積 1 平方メートルにつき 5 l/min 以上の水量を当該蓄圧器の上部より全表面に 30 分間以上連続して放射できなければならない。この場合、貯水槽等を介さず上水道から水噴霧装置又は散水装置に水を直接供給する場合にあつては、30 分間以上連続して放射できるものとみなす。

なお、給水量の基準となる蓄圧器の表面積及び列数は、次のイ. 及びロ. の基準によるものとし、各列別に給水量を算出することとする。

イ. 蓄圧器を上段から下段にかけて、鉛直方向に設置し、かつ、最上段に放射した水が下段の蓄圧器に順次伝わる蓄圧器配列では、最上段の蓄圧器の表面積を給水量の基準とする。ただし、当該蓄圧器配列における蓄圧器の表面積に差異がある場合は、最大表面積を持つ蓄圧器の表面積を給水量の基準とする。

ロ. 蓄圧器を上段から下段にかけて、鉛直方向に設置する場合、最上段に放射した水が下段の蓄圧器に順次伝わらないものは別の列として扱うこと。

	表面積の大きい方に対し、c.3の散水量を30分以上連続して放射できる水量	A c.1の設備に対し、c.3の散水量を30分以上連続して放射できる水量 B 貯水槽等を介さず上水道から水を直接供給する場合	連続して放射できる水量	A c.1の設備に対し、c.3の散水量を30分以上連続して放射できる水量 B 貯水槽等を介さず上水道から水を直接供給する場合		
d. その他	蓄圧器の表面には防水塗料を塗布し、口金部へシール材を塗布すること。	蓄圧器の表面には防水塗料を塗布し、口金部へシール材を塗布すること。	—	—	蓄圧器の表面には防水塗料を塗布し、口金部へシール材を塗布すること。	—

※1

- ・フレームの全側面にガラリ又はルーバーを有する覆いを設置すること。ただし、本基準58.に基づく障壁として設けた鋼板等がこの目的（なお、輻射熱を防止する目的であり、通気性を問わない。）を達成できる場合は、当該覆いの代わりとして兼用することができる。
- ・当該覆いは、金属製とし、輻射熱を反射しやすいものであること。
- ・ガラリ及びルーバーは、スタンドの外部火災による水平輻射熱や雨水等が入り込まない構造とすること。

※2

以下のA～Cの全てを満たすこと。

- A c.1の設備の表面積1平方メートルにつき5リットル/分以上
- B 蓄圧器を上段から下段にかけて、鉛直方向に設置し、かつ最上段に放射して水が下段の蓄圧器に順次伝わる蓄圧器配列では、最上段の蓄圧器の表面積を給水量の基準とする。ただし、当該蓄圧器配列における蓄圧器の蓄圧器の表面積に差異がある場合は、最大表面積を持つ蓄圧器の表面積を給水量の基準とする。
- C 蓄圧器を上段から下段にかけて鉛直方向に設置する場合、最上段に放射した水が下段の蓄圧器に順次伝わらないものは、別の列として扱うこと。

59 の 4. 圧縮水素の充填流量の制限に係る措置
(圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条の3第3項第4号、第7条の4第3項第1号、第8条の2第2項第1号、第12条の2第3項第1号、第12条の3第2項第1号

[略]

59 の 5. 蓄圧器出口等に設ける大量流出防止措置
(圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド)

59 の 4. 圧縮水素の充填流量の制限に係る措置
(圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条の3第3項第4号、第8条の2第2項第1号、第12条の2第3項第1号、第12条の3第2項第1号

[略]

59 の 5. 蓄圧器出口等に設ける大量流出防止措置
(圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条の3第1項第13号・第2項第12号・第33号ト、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第8条の2第1項第1号、第23条第2項第1号・第2号

[略]

59の6. 蓄圧器及び圧縮水素の供給を遮断する装置等の同一フレーム内への設置措置
(圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条の3第2項第13号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第23条第2項第1号

[略]

59の7. ディスペンサーへの車両衝突防止措置 (圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条の3第2項第23号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第12条の2第2項第1号

[略]

59の8. 車両の誤発進等によるホースの破損を防止するための措置 (圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条の3第2項第25号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号、第12条の2第2項第1号

[略]

[削る]

59の10. 蓄圧器内の水素を安全に放出する方法

規則関係条項 第7条の3第1項第13号・第2項第12号・第33号ト、第8条の2第1項第1号、第23条第2項第1号・第2号

[略]

59の6. 蓄圧器及び圧縮水素の供給を遮断する装置等の同一フレーム内への設置措置
(圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条の3第2項第13号、第23条第2項第1号

[略]

59の7. ディスペンサーへの車両衝突防止措置 (圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条の3第2項第23号、第12条の2第2項第1号

[略]

59の8. 車両の誤発進等によるホースの破損を防止するための措置 (圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条の3第2項第25号、第12条の2第2項第1号

[略]

59の10. 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化等を防止する措置
(圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド)

規則関係条項 第7条の3第1項第15号・第2項第36号、第8条の2第1項第1号、第12条の2第1項第1号・第2項第1号、第12条の3第1項第1号、第23条第2項第1号

[略]

59の11. 蓄圧器内の水素を安全に放出する方法

規則関係条項 第7条の3第2項第35号、第7条の4第1項第1号・第2項第1号

[略]

59の11. 監視所における運転状況を監視する措置、異常時に警報を発する措置及び緊急のときに速やかに操作できる措置

規則関係条項 第7条の4第1項第2号イ・ロ・ハ・第2項第2号イ・ロ・ハ

顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンド内の監視を行う監視所において講ずるべき、設備又は措置の運転状況を監視する措置、設備又は措置の異常時に警報を発する措置並びに遮断措置及び装置等を緊急のときに速やかに操作できる措置は、次の各号の基準によるものとする。

1. 防火上消火上有効な措置（第6条第1項第5号、第7条の3第2項第1号の2（本基準13.））

イ. 防火上及び消火上有効な措置として水噴霧装置又は散水装置を起動操作した場合、次の(1)及び(2)が監視所で表示できるものであること。

(1) 散水用のポンプ又はこれに類する設備が遠隔起動したこと。

(2) 散水等の映像（夜間にあつては照明設備により必要な照度を確保すること）、水噴霧ノズル若しくは散水ノズルの近傍に設けた圧力計（圧力発信器など電氣的に圧力を出力できるものに限る。）の値（あらかじめ水噴霧又は散水に必要な圧力を計測しておくこと。）又は散水のための所用の圧力に達したことの表示（ランプなど）。

ロ. 防火上及び消火上有効な措置として水噴霧装置又は散水装置を起動操作したにもかかわらず、次の(1)及び(2)のときには警報を発すること。

(1) 一定の時間が経過しても散水等が開始しないとき

(2) 水噴霧ノズル又は散水ノズルの近傍に圧力計（圧力発信器など電氣的に圧力を出力できるものに限る。）を設けた場合、一定の時間が経過しても所定の圧力まで達しないとき

ハ. 防火上及び消火上有効な措置として水噴霧装置又は散水装置を設けている場合には、それらの装置を起動操作できること。

2. 温度計及び常用の温度範囲内に戻す措置（第6条第1項第18号（本基準12.））

イ. 次の(1)及び(2)が監視所で表示できるものであること。

(1) 温度計のうち熱電対、測温抵抗体など電氣的に温度を出力できるものを使用する場合には、その温度。

(2) 常用の温度を超えた場合に直ちに常用の温度の範囲に戻すための措置が起動したこと。

3. 圧力計及び許容圧力以下に戻す安全装置（第6条第1項第19号（本基準13.））

イ. 次の(1)及び(2)が監視所で表示できるものであること。

(1) 圧力計のうち圧力発信器など電氣的に圧力信号を出力できるものを使用する場合には、そ

規則関係条項 第7条の3第2項第35号

[略]

[新設]

の圧力の値。

(2) 設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に直ちにその圧力を許容圧力以下に戻す安全装置に自動圧力制御装置を使用する場合には、当該装置が起動したこと。

4. 負圧を防止する措置（第6条第1項第21号（本基準15.））

イ. 次の(1)、(2)及び(3)が監視所で表示できるものであること。

(1) 圧力計のうち圧力発信器など電氣的に圧力信号を出力できるものを使用する場合には、その圧力の値。

(2) 所定の圧力を下回った場合に他の貯槽又は施設からガスの導入をする配管（均圧管）を使用する場合には、他の貯槽又は施設からガスの導入が開始されたこと。

(3) 所定の圧力を下回った場合に圧力と連動する緊急遮断装置を設けた冷凍制御設備又は送液設備を使用する場合には、緊急遮断装置が作動したこと。

ロ. 次の(1)、(2)及び(3)のときには警報を発すること。

(1) 可燃性ガス低温貯槽の内部の圧力が、所定の圧力を下回ったとき

(2) 本基準15.の3.2の導入配管を用いる場合、一定の時間が経過しても他の貯槽又は施設からガスの導入が開始されないとき

(3) 本基準15.の3.3の冷凍制御設備又は3.4の送液設備を用いる場合、一定の時間が経過しても緊急遮断装置が作動しないとき

5. 緊急遮断装置等（第6条第1項第25号（本基準19.））

イ. 緊急遮断装置を起動操作した場合、当該装置が作動したことが監視所で表示できるものであること。

ロ. 緊急遮断装置を起動操作したにもかかわらず、一定の時間が経過しても緊急遮断装置が閉止しない場合には警報を発すること。

ハ. 液化ガスが漏えいした場合に速やかに遮断する措置として緊急遮断装置を使用する場合、装置を起動操作できること。

6. 保安電力等（第6条第1項第27号（本基準20.））

イ. 停電等の発生時に、停電等により設備の機能が失われることのないための措置（保安電力等）に自動的に切り替わったことが監視所で表示できるものであること。

ロ. 停電等の発生時に、停電等により設備の機能が失われることのないための措置（保安電力等）として、一定の時間が経過しても保安電力に切り替わらず停電し、通信が途絶えた場合には警報を発すること。

7. 貯槽及び支柱の温度上昇防止措置（第6条第1項第32号（本基準24.））

イ. 貯槽及び支柱の温度上昇防止措置として水噴霧装置又は散水装置を起動操作した場合、次の(1)及び(2)が監視所で表示できるものであること。

(1) 散水用のポンプ又はこれに類する設備が遠隔起動したこと。

(2) 散水等の映像（夜間にあつては照明設備により必要な照度を確保すること。）、水噴霧ノズル若しくは散水ノズルの近傍に設けた圧力計（圧力発信器など電氣的に圧力を出力できるものに限る。）の値（あらかじめ水噴霧又は散水に必要な圧力を計測しておくこと。）又は散水のための所用の圧力に達したことの表示（ランプなど）。

ロ. 貯槽及び支柱の温度上昇防止措置として水噴霧装置又は散水装置を起動操作したにもかかわらず、次の(1)及び(2)のときには警報を発すること。

(1) 一定の時間が経過しても散水等が開始しないとき

(2) 水噴霧ノズル又は散水ノズルの近傍に圧力計（圧力発信器など電氣的に圧力を出力できるものに限る。）を設けた場合、一定の時間が経過しても所定の圧力まで達しないとき

ハ. 貯槽及び支柱の温度上昇防止措置として水噴霧装置又は散水装置を設けている場合には、それらの装置を起動操作できること。

8. 防火設備（第6条第1項第39号（本基準31.））

イ. 防火設備として水噴霧装置又は散水装置を起動操作した場合、次の(1)及び(2)が監視所で表示できるものであること。

(1) 散水用のポンプ又はこれに類する設備が遠隔起動したこと。

(2) 散水等の映像（夜間にあつては照明設備により必要な照度を確保すること。）、水噴霧ノズル若しくは散水ノズルの近傍に設けた圧力計（圧力発信器など電氣的に圧力を出力できるものに限る。）の値（あらかじめ水噴霧又は散水に必要な圧力を計測しておくこと。）又は散水のための所用の圧力に達したことの表示（ランプなど）。

ロ. 防火設備として水噴霧装置又は散水装置を起動操作したにもかかわらず、次の(1)及び(2)のときには警報を発すること。

(1) 一定の時間が経過しても散水等が開始しないとき

(2) 水噴霧ノズル又は散水ノズルの近傍に圧力計（圧力発信器など電氣的に圧力を出力できるものに限る。）を設けた場合、一定の時間が経過しても所定の圧力まで達しないとき

ハ. 防火設備として水噴霧装置又は散水装置を設けている場合には、それらの装置を起動操作できること。

9. 地盤面下に設置する高圧ガス設備の室（第7条の3第1項第1号の2（本基準57.））

イ. 漏えいしたガスの滞留防止のための措置として換気設備を設置した場合、換気設備が稼働していることが監視所で表示できるものであること。

ロ. 漏えいしたガスの滞留防止のための措置として換気設備を設置した場合、換気設備が停止し、又は所定の通風能力が確保できなくなったときには警報を発すること。

10. 受入れ配管の緊急遮断装置（第7条の3第1項第3号・第2項第5号）

イ. 緊急遮断装置を起動操作した場合、当該装置が作動したことが監視所で表示できるものであること。

ロ. 緊急遮断装置を起動操作したにもかかわらず、一定の時間が経過しても緊急遮断装置が閉止し

ない場合には警報を発すること。

ハ. 受入れ配管の緊急遮断措置として緊急遮断装置を使用する場合、装置を起動操作できること。

11. ガスを自動的に閉止する遮断措置（第7条の3第1項第4号・第2項第7号（本基準19の2.）

イ. 緊急遮断装置を起動操作した場合、当該装置が作動したことが監視所で表示できるものであること。

ロ. 緊急遮断装置を起動操作したにもかかわらず、一定の時間が経過しても緊急遮断装置が閉止しない場合には警報を発すること。

ハ. ガスを自動的に閉止する遮断装置として緊急遮断装置を使用する場合、装置を起動操作できること。

12. ディスペンサーの過充填防止措置（第7条の3第1項第5号・第11号・第2項第8号・第28号（本基準55の2.）

イ. 次の(1)及び(2)が監視所で表示できるものであること。

(1) 圧力計のうち圧力発信器など電氣的に圧力信号を出力できるものを使用する場合には、その圧力の値。

(2) 過充填防止のためあらかじめ定められた圧力を超えた場合、無条件で充填を停止する安全装置が作動したこと。

ロ. 過充填防止のためにあらかじめ定めた圧力を超えた場合には警報を発すること。

ハ. 充填を停止操作できること。

13. 可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置（第7条の3第1項第10号・第2項第27号）

イ. 可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合には、可燃性ガスが漏えいしたことの検知及び連動装置の作動状況について監視所で表示できるものであること。この場合、使用中の火気が消えたことについては、監視所において映像で確認できるもの、温度が低下したことが確認できるもの又はこれらと同等の方法により消火した旨の確認ができるものであること。

ロ. 可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合に、可燃性ガスの漏えいを検知したにもかかわらず、使用中の火気が消えないときには警報を発すること。

14. 水電解水素発生昇圧装置の保安措置（第7条の3第1項第17号（本基準58の2.）

イ. 次の(1)及び(2)が監視所で表示できるものであること。

(1) 装置内の水素と酸素を分離する膜に破裂、破れ等が生じ、水素に酸素が混入するおそれが生じた場合に、自動的に当該装置を停止する措置の作動状況。

(2) 低温による水の凍結に伴う水電解水素発生装置を停止する措置の作動状況。

ロ. 次の(1)及び(2)の場合には警報を発すること。

(1) 装置内の水素と酸素を分離する膜に破裂、破れ等が生じ、水素に酸素が混入するおそれが生じたにもかかわらず、自動的に当該装置が停止しない場合

(2) 低温による水の凍結に伴う水電解水素発生装置を停止する措置について 1)及び 2)の状態になった場合

1) 水が凍結した場合

2) 水が凍結したにもかかわらず、水電解水素発生装置が停止しない場合

ハ. 水電解水素発生昇圧装置を停止操作できること。

15. 液化水素昇圧ポンプの保安措置（第7条の3第1項第18号（本基準58の3.））

イ. 液化水素昇圧ポンプ（以下この号において「ポンプ」という。）、ポンプの入口側に設けられた緊急遮断装置及びポンプを室内に設置し本基準6.の1.1に規定する換気設備を設けた場合の当該設備の運転状況が監視所で表示できるものであること。

ロ. 次の(1)、(2)及び(3)の場合には警報を発すること。

(1) ポンプの吐出側の圧力が許容圧力を超えるおそれが生じたにもかかわらず、当該ポンプが停止しない場合

(2) 通常の運転状態において、ポンプ吐出側の圧力に異常が生じたにもかかわらず、当該ポンプが停止しない場合

(3) 本基準の6.4の1.1に規定する換気設備を設置した場合、当該設備について1)及び2)の状態になった場合

1) 換気設備が停止しているにもかかわらず、ポンプが起動した場合

2) 換気設備が停止したにもかかわらず、自動的にポンプが停止しない場合

ハ. ポンプを停止操作できること。

16. 圧縮水素を製造する圧縮機の保安措置（第7条の3第2項第6号（本基準58.））

イ. 圧縮機、圧縮機の入口配管に設けられた緊急遮断装置及び換気設備の運転状況が監視所で表示できるものであること。

ロ. 次の(1)、(2)、(3)及び(4)の場合には警報を発すること。

(1) 圧縮機の入口配管に設けられた緊急遮断装置が閉止状態にあるにもかかわらず、圧縮機が起動した場合

(2) 圧縮機の入気側の圧力が負圧になるおそれが生じたにもかかわらず、圧縮機が停止しない場合

(3) 圧縮機の吐出側の圧力が許容圧力を超えるおそれが生じたにもかかわらず、圧縮機が停止しない場合

(4) 換気設備が停止しているにもかかわらず、圧縮機が起動した場合。また換気設備が停止したにもかかわらず、圧縮機が停止しない場合

ハ. 圧縮機を停止操作できること。

17. 蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管の圧力リリーフ弁（第7条の3第2項第10号（本基準13の2.））

イ. 圧力リリーフ弁のうち、発信器などで電氣的にその開閉状況を信号で出力できるものを使用する場合には、その作動状況について、監視所で表示できるものであること。

18. 液化水素貯槽の安全装置と圧力リリーフ弁（第7条の3第2項第10号の2（本基準13の2.））

イ. 圧力リリーフ弁のうち、発信器などで電氣的にその開閉状況を信号で出力できるものを使用する場合には、その作動状況について、監視所で表示できるものであること。

19. 送ガス蒸発器の能力が不足したときに速やかに遮断するための措置（第7条の3第2項第10号の3（本基準54の3.））

イ. 本基準54の3.の1.の措置を講ずる場合は(1)及び(2)が、本基準54の3.の2.の措置を講ずる場合は(3)及び(4)が監視所で表示できるものであること。

(1) 蒸発器の熱媒体の温度について、温度計のうち熱電対、測温抵抗体など電氣的に温度を出力できるものを使用する場合には、その温度。

(2) 送ガス蒸発器への送液を自動遮断する措置について、送ガス蒸発器へ送液を自動遮断する措置として緊急遮断装置を使用する場合、当該装置が作動したこと。

(3) 蒸発器出口配管におけるガスの温度について、温度計のうち熱電対、測温抵抗体など電氣的に温度を出力できるものを使用する場合には、その温度。

(4) 送ガス蒸発器への送液を自動遮断する措置について、送ガス蒸発器へ送液を自動遮断する措置として緊急遮断装置を使用する場合、当該装置が作動したこと。

ロ. 本基準54の3.の1.の措置を講ずる場合は(1)及び(2)のとき、本基準54の3.の2.の措置を講ずる場合は(3)及び(4)のときに警報を発すること。

(1) 蒸発器の熱媒体の温度が下限設定温度を下回るおそれのあるとき

(2) 蒸発器の熱媒体の温度が下限設定温度を下回るおそれがあるにもかかわらず、送ガス蒸発器への送液を遮断する措置が作動しないとき

(3) 蒸発器出口配管のガス温度が配管材料の下限設定温度を下回るおそれのあるとき

(4) 蒸発器出口配管のガス温度が配管材料の下限設定温度を下回るおそれがあるにもかかわらず、送ガス蒸発器への送液を遮断する措置が作動しないとき

20. 移動式製造設備の温度上昇防止措置（第7条の3第2項第15号（本基準59の3.））

イ. 次の(1)及び(2)が監視所で表示できるものであること。

(1) 温度計のうち熱電対、測温抵抗体など電氣的に温度を出力できるものを使用する場合には、その温度。

(2) 温度上昇防止措置として水噴霧装置又は散水装置を起動操作した場合、次の1)及び2)。

1) 散水用のポンプ又はこれに類する設備が遠隔起動したこと。

2) 散水等の映像（夜間にあつては照明設備により必要な照度を確保すること。）、水噴霧ノズル若しくは散水ノズルの近傍に設けた圧力計（圧力発信器など電氣的に圧力を出力できるも

のに限る。)の値(あらかじめ水噴霧又は散水に必要な圧力を計測しておくこと。)又は散水のための所用の圧力に達したことの表示(ランプなど)。

ロ. 次の(1)、(2)、(3)及び(4)のときには警報を発すること。

(1) 温度上昇を検知したとき

(2) 温度上昇を検知したにもかかわらず、製造設備が停止しないとき

(3) 温度上昇を検知したにもかかわらず、一定時間を経過しても温度上昇防止措置としての散水等が開始しないとき

(4) 水噴霧ノズル又は散水ノズルの近傍に圧力計(圧力発信器など電氣的に圧力を出力できるものに限る。)を設けた場合、一定の時間を経過しても所定の圧力まで達しないとき

ハ. 温度上昇防止措置として水噴霧装置又は散水装置を設けている場合には、それらの装置を起動操作できること。

21. ガス漏えい検知警報設備及び自動停止装置(第7条の3第2項第16号(本基準23.))

イ. 次の(1)及び(2)が監視所で表示できるものであること。

(1) ガス漏えい検知警報設備が検知したガスの濃度。

(2) ガス漏えい検知警報設備が作動し、製造設備の運転が停止したこと。

ロ. 次の(1)及び(2)の場合には警報を発すること。

(1) 警報設定値を超えた場合

(2) 警報設定値を超えたにもかかわらず、製造設備の運転が停止しない場合

22. 感震検知警報設備及び自動停止装置(第7条の3第2項第17号)

イ. 次の(1)及び(2)が監視所で表示できるものであること。

(1) 感震器が作動したこと又は検知した加速度等の値。

(2) 感震検知警報設備が作動し、製造設備が運転停止したこと。

ロ. 次の(1)及び(2)の場合には警報を発すること。

(1) 警報設定値を超えた場合

(2) 警報設定値を超えたにもかかわらず、製造設備の運転が停止しない場合

23. ディスペンサー周辺の火炎検知警報設備及び自動停止装置(第7条の3第2項第18号(本基準59の2.))

イ. 次の(1)及び(2)が監視所で表示できるものであること。

(1) 火炎検知器が作動したこと。

(2) 火炎検知警報設備が作動し、製造設備が運転停止したこと。

ロ. 次の(1)及び(2)の場合には警報を発すること。

(1) 火炎を検知した場合

(2) 火炎を検知したにもかかわらず、製造設備の運転が停止しない場合

24. 蓄圧器の火炎検知警報設備及び温度上昇防止措置(第7条の3第2項第19号(本基準59の2.))

及び59の3.))

イ. 次の(1)、(2)及び(3)が監視所で表示できるものであること。

- (1) 火炎検知器が作動したこと。
- (2) 温度上昇防止措置として水噴霧装置又は散水装置を起動操作した場合、次の1)及び2)。
 - 1) 散水用のポンプ又はこれに類する設備が、遠隔起動したこと。
 - 2) 散水等の映像(夜間にあつては照明設備により必要な照度を確保すること。)、水噴霧ノズル若しくは散水ノズルの近傍に設けた圧力計(圧力発信器など電氣的に圧力を出力できるものに限る。)の値(あらかじめ水噴霧又は散水に必要な圧力を計測しておくこと。)又は散水のための所用の圧力に達したことの表示(ランプなど)。
- (3) 火炎検知警報設備が作動し、製造設備が運転停止したこと。

ロ. 次の(1)、(2)、(3)及び(4)のときには警報を発すること。

- (1) 火炎を検知したとき
- (2) 火炎を検知したにもかかわらず、製造設備の運転が停止しないとき
- (3) 火炎を検知したにもかかわらず、一定時間を経過しても温度上昇防止措置としての散水等が開始しないとき
- (4) 水噴霧ノズル又は散水ノズルの近傍に圧力計(圧力発信器など電氣的に圧力を出力できるものに限る。)を設けた場合、一定の時間が経過しても所定の圧力まで達しないとき

ハ. 温度上昇防止措置として水噴霧装置又は散水装置を設けている場合には、それらの装置を起動操作できること。

25. 蓄圧器の輻射熱による温度上昇防止措置(第7条の3第2項第20号(本基準59の3.))

イ. 次の(1)、(2)及び(3)が監視所で表示できるものであること。

- (1) 温度計のうち熱電対、測温抵抗体など電氣的に温度を出力できるものを使用する場合には、その温度。
- (2) 温度上昇防止措置として水噴霧装置又は散水装置を起動操作した場合、次の1)及び2)。
 - 1) 散水用のポンプ又はこれに類する設備が遠隔起動したこと。
 - 2) 散水等の映像(夜間にあつては照明設備により必要な照度を確保すること。)、水噴霧ノズル若しくは散水ノズルの近傍に設けた圧力計(圧力発信器など電氣的に圧力を出力できるものに限る。)の値(あらかじめ水噴霧又は散水に必要な圧力を計測しておくこと。)又は散水のための所用の圧力に達したことの表示(ランプなど)。
- (3) 温度上昇検知警報設備が作動し、製造設備が運転停止したこと。

ロ. 次の(1)、(2)、(3)及び(4)のときには警報を発すること。

- (1) 温度上昇を検知したとき
- (2) 温度上昇を検知したにもかかわらず、製造設備が停止しないとき
- (3) 温度上昇を検知したにもかかわらず、一定時間を経過しても温度上昇防止措置としての散水等が開始しないとき
- (4) 水噴霧ノズル又は散水ノズルの近傍に圧力計(圧力発信器など電氣的に圧力を出力できるものに限る。)を設けた場合、一定の時間が経過しても所定の圧力まで達しないとき

ハ. 温度上昇防止措置として水噴霧装置又は散水装置を設けている場合には、それらの装置を起動操作できること。

26. 圧縮機の運転自動停止、遮断弁の自動閉止、異常警報措置、異常が生じた場合に警報を発する措置（第7条の3第2項第22号）

イ. 次の(1)及び(2)が監視所で表示できるものであること。

(1) 圧縮機を含む製造設備の運転が停止したこと。

(2) ガスが漏えいした場合に速やかに遮断する措置として緊急遮断装置を使用する場合、当該装置が作動したこと。

ロ. 次の(1)及び(2)の場合には警報を発すること。

(1) 第7条の3第2項第16号から第21号までの規定により、圧縮機を含む製造設備が運転停止しない場合

(2) 第7条の3第2項第5号、第7号及び第8号で規定する遮断弁を閉止させたにもかかわらず、閉止状態に異常が生じた場合

ハ. 圧縮機を停止操作できること。

27. ディスペンサーへの車両衝突防止措置（第7条の3第2項第23号（本基準59の7.））

イ. 次の(1)又は(2)が監視所で表示できるものであること。

(1) 車両の衝突を検知する衝突センサーを用いる場合

1) センサーが作動したこと。

2) センサーが作動し、製造設備が運転停止したこと。

(2) 車両の衝突を検知する衝突センサーに替わって感震器を用いる場合

1) 感震器が作動したこと又は検知した加速度等の値。

2) 感震器が作動し、製造設備が運転停止したこと。

ロ. 次の1)及び2)のときには警報を発すること。

(1) 車両の衝突を検知する衝突センサーを用いる場合

1) センサーが作動したとき

2) センサーが作動したにもかかわらず、製造設備の運転が停止しないとき

(2) 車両の衝突を検知する衝突センサーに替わって感震器を用いる場合

1) 警報設定値を超えたとき

2) 警報設定値を超えたにもかかわらず、製造設備の運転が停止しないとき

28. 蓄圧器内の水素を安全に放出する措置（第7条の3第2項第35号（本基準の59の10.））

イ. 蓄圧器内の圧縮水素を安全に放出するための弁として監視所から操作できる弁を用いる場合、当該操作弁による作動状況が監視所で表示できるものであること。

ロ. 監視所から操作できる弁を用いる場合、当該操作弁が作動しないときに警報を発すること。

29. 直射日光を遮る措置の代替措置の圧力リリーフ弁（第7条の3第2項第33号ハ（本基準13の2

..))

イ. 圧力リリーフ弁のうち、発信器などで電氣的にその開閉状況を信号で出力できるものを使用する場合には、その作動状況について、監視所で表示できるものであること。

59の12. 圧縮水素スタンド内及び顧客による充填に係る行為を
目視により確認できる措置
(顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンド)

[新設]

規則関係条項 第7条の4第1項第2号ニ・第2項第2号柱書

圧縮水素スタンド内及び顧客による充填に係る行為を目視により確認できる措置は、次の各号によるものとする。

1. 圧縮水素スタンド内を目視により確認できる措置

以下の箇所、設備を映像により監視できる監視カメラを設置すること。なお、それぞれの箇所、設備に対して個別にカメラを設置する必要はなく、1台のカメラ(可動式カメラも含む。)で複数の箇所、設備を監視することができる。また、ケーシング内に設置される設備にあつてはケーシング外からの監視でもよい。

- (1) 車両の入口、ディスペンサー、出口までの車両の動線
- (2) 容器置場
- (3) 貯槽
- (4) 蒸発器
- (5) 水電解水素発生装置
- (6) 圧縮機及びポンプ
- (7) 蓄圧器
- (8) 改質器
- (9) キュービクル

2. 顧客による充填に係る行為を目視により確認できる措置

顧客による充填に係る行為を映像により監視できる監視カメラを設置することとし、カメラの設置位置は車両が車両停車位置に停車した場合に、充填に係る行為が監視できる位置にあること。1方向からのみでは車両や顧客の姿等により充填行為が見えなくなるおそれがある場合には、複数台のカメラにより2方向以上から目視できる措置をとること。

59の13. 顧客に対し必要な指示を行うための措置
(顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンド)

[新設]

規則関係条項 第7条の4第1項第2号ホ・第2項第2号柱書

顧客に対し必要な指示を行うための措置は、ディスペンサー毎に顧客と双方向に通話できる設備（インターホン等）を設けること。

59 の 14. 通信遮断時の自動停止措置
（顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンド）

[新設]

規則関係条項 第7条の4第1項第3号・第2項第1号

通信遮断時において製造設備の運転を自動的に停止するための措置は、次の各号の基準によるものとする。

1. 通信遮断時には直ちに設備を安全に停止すること（2. の場合を除く。）。
2. 車両に圧縮水素を充填中に通信が遮断した場合には、安全に充填を完了停止した後に設備を停止すること。

80. 廃棄の基準

80. 廃棄の基準

規則関係条項 第7条の3第3項第7号、第7条の4第3項第1号、第8条の2第2項第5号、第62条

規則関係条項 第7条の3第3項第7号、第8条の2第2項第5号、第62条

1. ～3. [略]
4. 第7条の3第2項及び第7条の4の圧縮水素スタンド又は第8条の2の移動式圧縮水素スタンドにおいて、液化水素の移動式製造設備から水素を廃棄する場合は、当該製造設備の放出配管を圧縮水素スタンド内に設置された放出管又は移動式圧縮水素スタンド若しくは移動式製造設備の放出配管に接続して行うこと。この場合、気化し、及び加温した後、放出管又は放出配管に接続すること。また、圧縮水素スタンドの敷地境界において、水素濃度1%以下となるように、放出管にオリフィス等を設置し適切な流量とすること。なお、第7条の3第1項の圧縮水素スタンド又は第8条の2の移動式圧縮水素スタンドの場合にあっては、上記の規定を参考にして適切な流量とすること。

1. ～3. [略]
4. 第7条の3第2項の圧縮水素スタンド又は第8条の2の移動式圧縮水素スタンドにおいて、液化水素の移動式製造設備から水素を廃棄する場合は、当該製造設備の放出配管を圧縮水素スタンド内に設置された放出管又は移動式圧縮水素スタンド若しくは移動式製造設備の放出配管に接続して行うこと。この場合、気化し、及び加温した後、放出管又は放出配管に接続すること。また、圧縮水素スタンドの敷地境界において、水素濃度1%以下となるように、放出管にオリフィス等を設置し適切な流量とすること。なお、第7条の3第1項の圧縮水素スタンド又は第8条の2の移動式圧縮水素スタンドの場合にあっては、上記の規定を参考にして適切な流量とすること。

○一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について（20180323保局第12号） 新旧対照表
 （改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。）

改 正 後	改 正 前
<p>一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について</p> <p style="text-align: right;">制定 20180323保局第12号 平成30年 3月30日 改正 20190606保局第 1号 令和 元年 6月14日 20200213保局第 2号 令和 2年 2月28日 20201218保局第 1号 令和 2年12月25日 <u>20210324保局第 2号 令和 3年 3月30日</u></p> <p>Ⅲ 認定試験者の認定要領</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>認定試験者の認定要領は、次に掲げる条項の試験及び製造（以下「試験及び製造」という。）を行う者の認定について適用する。</p> <p>（1）一般則第6条第1項第11号、第12号及び第13号（一般則第6条の2第1項及び第2項第1号並びに第7条第1項第1号及び第2項第1号並びに第7条の2第1項第1号並びに第7条の3第1項第1号及び第2項第1号並びに第7条の4第1項第1号及び第2項第1号並びに第8条第1項第3号並びに第8条の2第1項第1号並びに第11条第1号から第7号まで並びに第12条の2第1項第1号及び第2項第1号並びに第12条の3第1項第1号並びに第13条第1項第1号並びに第22条柱書及び第1号から第4号まで（第26条第1号において準用する場合を含む。）並びに第23条第1項第2号、第2項第1号及び第2項第2号（第26条第2号において準用する場合を含む。）において同号を準用する場合を含む。）</p> <p>（2）～（4） [略]</p> <p>（5）液石則第6条第1項第17号、第18号及び第19号（液石則第7条第1項並びに第8条第1項第1号並びに第9条第1項第3号並びに第12条第1号から第4号まで並びに第13条第1項第1号及び第3号並びに第23条第1項並びに第24条第4号並びに第27条第1項第1号及び第2号において同号を準用する場合を含む。）</p> <p>（6）～（10） [略]</p> <p>2. 認定の区分</p> <p>認定は、試験及び製造を行う者について、事業所及び次に掲げる区分内の同一仕様の機器（法第56条の3に規定する特定設備を除く。）ごとに行うものとする。</p> <p>A～N－Ⅱ [略]</p> <p>N－Ⅲ 継手類（ねじ接合継手のものであって、一般則第7条の3、<u>第7条の4</u>、第11条第5号若しくは第12条の2若しくはコンビ則第7条の3の圧縮水素スタンド、又は、一般則第8条の2、第11条第7号若しくは第12条の3の移動式圧縮水素スタンド、又は、一般則第22条第4号（第26条第1号で準用する場合を含む。）若しくは第23条第2項第1号若しくは第2号（第26条第2号で準用する場合を含む。）の貯蔵所に使用されるもの。）</p>	<p>一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について</p> <p style="text-align: right;">制定 20180323保局第12号 平成30年 3月30日 改正 20190606保局第 1号 令和 元年 6月14日 20200213保局第 2号 令和 2年 2月28日 20201218保局第 1号 令和 2年12月25日</p> <p>Ⅲ 認定試験者の認定要領</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>認定試験者の認定要領は、次に掲げる条項の試験及び製造（以下「試験及び製造」という。）を行う者の認定について適用する。</p> <p>（1）一般則第6条第1項第11号、第12号及び第13号（一般則第6条の2第1項及び第2項第1号並びに第7条第1項第1号及び第2項第1号並びに第7条の2第1項第1号並びに第7条の3第1項第1号及び第2項第1号並びに第8条第1項第3号並びに第8条の2第1項第1号並びに第11条第1号から第7号まで並びに第12条の2第1項第1号及び第2項第1号並びに第12条の3第1項第1号並びに第13条第1項第1号並びに第22条柱書及び第1号から第4号まで（第26条第1号において準用する場合を含む。）並びに第23条第1項第2号、第2項第1号及び第2項第2号（第26条第2号において準用する場合を含む。）において同号を準用する場合を含む。）</p> <p>（2）～（4） [略]</p> <p>（5）液石則第6条第1項第17号、第18号及び第19号（液石則第7条第1項並びに第8条第1項第1号並びに第9条第1項第3号並びに第12条第1号から第4号まで並びに第13条第1項第1号及び第3号並びに第23条第1項第2号及び第4号並びに第27条第1項第1号及び第2号において同号を準用する場合を含む。）</p> <p>（6）～（10） [略]</p> <p>2. 認定の区分</p> <p>認定は、試験及び製造を行う者について、事業所及び次に掲げる区分内の同一仕様の機器（法第56条の3に規定する特定設備を除く。）ごとに行うものとする。</p> <p>A～N－Ⅱ [略]</p> <p>N－Ⅲ 継手類（ねじ接合継手のものであって、一般則第7条の3、<u>第11条第5号</u>若しくは第12条の2若しくはコンビ則第7条の3の圧縮水素スタンド、又は、一般則第8条の2、第11条第7号若しくは第12条の3の移動式圧縮水素スタンド、又は、一般則第22条第4号（第26条第1号で準用する場合を含む。）若しくは第23条第2項第1号若しくは第2号（第26条第2号で準用する場合を含む。）の貯蔵所に使用されるもの。）</p>

○・Z [略]

3. [略]

4. 認定の申請手続

(1) 認定の申請は、試験及び製造を行おうとする者の事業所ごとに、適用範囲及び認定の区分に応じて行うこととする。ただし、次に掲げる者については、一般則第7条の3第1項第1号及び第2項第1号、第7条の4第1項第1号及び第2項第1号並びに第8条の2第1項第1号並びに第11条第5号及び第7号並びに第12条の2第1項第1号及び第2項第1号並びに第12条の3第1項第1号並びに第22条第4号（第26条第1号において準用する場合を含む。）並びに第23条第2項第1号及び第2項第2号（第26条第2号において準用する場合を含む。）で準用する一般則第6条第1項第11号、第12号及び第13号、又は、コンビ則第7条の3第1項第1号及び第2項第1号で準用するコンビ則第5条第1項第17号、第18号及び第19号に係る適用範囲の追加的な認定の申請を要することとする。

①一般則第6条第1項第11号、第12号及び第13号（一般則第6条の2第1項及び第2項第1号並びに第7条第1項第1号及び第2項第1号並びに第7条の2第1項第1号並びに第8条第1項第3号並びに第11条第1号から第4号まで及び第6号並びに第13条第1項第1号並びに第22条柱書き及び第1号から第3号まで（第26条第1号において準用する場合を含む。）並びに第23条第1項第2号（第26条第2号において準用する場合を含む。）において同号を準用する場合を含む。）の認定を受けている者のうち、新たに一般則第7条の3、第7条の4、第11条第5号若しくは第12条の2若しくはコンビ則第7条の3の圧縮水素スタンド、又は、一般則第8条の2、第11条第7号若しくは第12条の3の移動式圧縮水素スタンド、又は、一般則第22条第4号（第26条第1号において準用する場合を含む。）若しくは第23条第2項第1号若しくは第2号（第26条第2号において準用する場合を含む。）に規定する貯蔵所に係る試験及び製造を行おうとする者

② [略]

(2)～(4) [略]

5. ～13. [略]

(別添1)

弁類に係るVPNによる認定規程
[略]

別表4-20

低温用低合金鋼（材料グループ5.2）
[略]

○・Z [略]

3. [略]

4. 認定の申請手続

(1) 認定の申請は、試験及び製造を行おうとする者の事業所ごとに、適用範囲及び認定の区分に応じて行うこととする。ただし、次に掲げる者については、一般則第7条の3第1項第1号及び第2項第1号、第8条の2第1項第1号並びに第11条第5号及び第7号並びに第12条の2第1項第1号及び第2項第1号並びに第12条の3第1項第1号並びに第22条第4号（第26条第1号において準用する場合を含む。）並びに第23条第2項第1号及び第2項第2号（第26条第2号において準用する場合を含む。）で準用する一般則第6条第1項第11号、第12号及び第13号、又は、コンビ則第7条の3第1項第1号及び第2項第1号で準用するコンビ則第5条第1項第17号、第18号及び第19号に係る適用範囲の追加的な認定の申請を要することとする。

①一般則第6条第1項第11号、第12号及び第13号（一般則第6条の2第1項及び第2項第1号並びに第7条第1項第1号及び第2項第1号並びに第7条の2第1項第1号並びに第8条第1項第3号並びに第11条第1号から第4号まで及び第6号並びに第13条第1項第1号並びに第22条柱書き及び第1号から第3号まで（第26条第1号において準用する場合を含む。）並びに第23条第1項第2号（第26条第2号において準用する場合を含む。）において同号を準用する場合を含む。）の認定を受けている者のうち、新たに一般則第7条の3、第11条第5号若しくは第12条の2若しくはコンビ則第7条の3の圧縮水素スタンド、又は、一般則第8条の2、第11条第7号若しくは第12条の3の移動式圧縮水素スタンド、又は、一般則第22条第4号（第26条第1号において準用する場合を含む。）若しくは第23条第2項第1号若しくは第2号（第26条第2号において準用する場合を含む。）に規定する貯蔵所に係る試験及び製造を行おうとする者

② [略]

(2)～(4) [略]

5. ～13. [略]

(別添1)

弁類に係るVPNによる認定規程
[略]

別表4-20

低温用炭素鋼（材料グループ5.2）
[略]

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。）

改 正 後	改 正 前
高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）
制定 20200715保局第1号 令和 2年 8月 6日	制定 20200715保局第1号 令和 2年 8月 6日
改正 20201014保局第1号 令和 2年10月30日	改正 20201014保局第1号 令和 2年10月30日
20201022保局第1号 令和 2年11月 9日	20201022保局第1号 令和 2年11月 9日
20210201保局第1号 令和 3年 2月22日	20210201保局第1号 令和 3年 2月22日
20210224保局第1号 令和 3年 3月 2日	20210224保局第1号 令和 3年 3月 2日
20210308保局第2号 令和 3年 3月29日	20210308保局第2号 令和 3年 3月29日
<u>20210324保局第2号 令和 3年 3月30日</u>	
<u>（8）特定設備検査規則の運用及び解釈について</u>	<u>（8）特定設備検査規則の運用及び解釈について</u>
第17条の3関係	第17条の3関係
（1）「解析」とは、 <u>KHKS 0220（2020）</u> 超高压ガス設備に関する基準に基づく強度解析、疲労解析及び破壊力学評価又はこれと同等の手法を用いた設計をいう。	（1）「解析」とは、 <u>KHKS 0220（2016）</u> 超高压ガス設備に関する基準に基づく強度解析、疲労解析及び破壊力学評価又はこれと同等の手法を用いた設計をいう。
（2） [略]	（2） [略]